

令和6年第2回白馬村議会定例会 総務社会委員会審査報告

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は、議案6件、陳情1件です。審査の概要と結果を報告します。

議案第32号 白馬村執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会の委員数の増員と、同検討委員会に部会を設置するためのもの。

[質疑・意見]

問 事業者負担金検討部会は「事業者の負担金」というように明示されているが、入湯税や観光税は検討しないと考えるべきなのか。

答 例えばリフトに乗車した方から税をいただくようないわゆる受益を受ける方が負担する、あるいは税を払うといったことも含めて検討していく部会になっている。

問 メンバーについては、一人が三つの部会に入ることはありえない。新しく選出する15名の構成は。

答 宿泊税検討部会については、各観光協会から選出するほか、宿泊施設関連団体から選出、推薦する形を考えている。登山協力金については、山小屋関係や白馬山案内人組合、行政関係から環境省、中信森林管理署等を考えている。事業者負担金検討部会については、索道事業者や商工会、その他民間の業者を考えている。使いみちに関してDMOが密接に関わってくるため、各部会に観光局から1名ずつ選出する。

問 事業者負担金検討部会は、他の部会とは名称の付け方が異なる。県の検討の中でも宿泊者を納税義務者、事業者を特別徴収義務者とするだけでいいのかということは議論の中にあるので、みらい観光税は未来の形として、宿泊者だけでなく、日帰りも含め飲食、リフト、お土産などのあらゆる事業の中で徴収義務者とする方向を検討していく部会ということか。

答 そのとおりで、三つの部会の検討していく内容は全く違っており、特に事業者負担金はすぐにできるものではない。税としてとるならば、時間がかかるため、整備や課題をしっかりとしていく。

問 三部会15人以内、最高45人だが、その中から何人かが上の財源検討委員会に入ってくるという考えか。

答 その側面もあるが、8人のままの可能性もある。なるべく客観的で、皆様からあげてもらったという体制をとりたい。

問 部会は決定機関ではなく、あくまで意見徴収の機関ととらえている。全体をとりまとめていく財源検討委員会も含め、各部というのは何年以内ぐらいに答申して、何回ぐらい会議を開いていくのか。また、県との絡みは。

答 回数、頻度、タイミングは各部会によって全く違う。宿泊税については今年度4回、そのほかは3回を検討している。宿泊税の部会は、県が条例化するにあたって、宿泊税を検討している市町村と協議を始められると思われるため、その協議に対応できないと有利にならないので、回数を多く、スピーディーに協議していく。県は12月議会に提出が想定されるため、あわせた動きができるように組み立てていく。その他部会については、他の自治体との兼ね合いも見ながら、ある程度分野を絞って整理、協議というところで、来年、具体的な検討をするぐらいが最終的な落としどころと想定している。

討論はなく採決したところ、議案第32号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第33号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第34号 白馬村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

「児童福祉法」第34条の16第2項の内閣府令で定める基準及び「児童福祉法」第45条第2項の内閣府令で定める基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

〔質疑・意見〕

問 来年はこの基準でしろうま保育園の保育士を準備しなければならないのか。

答 基本的にはそうなるが、経過措置もあることからできるだけそのようにしていく。

問 保育士不足の中、人材の確保は今から考える必要があるが。

答 有資格者の掘り起こしや、幼児教育の資格を得ている大学等に訪問し直接募集に回りたいと思っている。また、各市町村同じ悩みを抱えており、広域でどのような対応ができるか考えていく。

討論はなく採決したところ、議案第34号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第35号 白馬村検診事業実施条例の一部を改正する条例について

「健康増進法」及び「健康増進法施行規則」に基づく歯周疾患検診の対象者が20歳、30歳にも拡大されたことに伴い、所要の改正を行うもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第35号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第36号 令和6年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項

歳入歳出それぞれ1億6120万7千円を増額し、歳入歳出予算の予算総額を68億6720万7千円とするもの。

【総務課関係】

企画一般事業592万8千円の減額は、観光課への移管による公共交通計画策定支援業務委託料の減額によるもの。

[質疑・意見]

問 公共交通計画策定補助金が減額となっているが、その理由は。

答 この策定にあたっては、6年度に策定事業の調査費を国に申請して、最大上限額が2分の1となっているが、採択の結果4分の1採択となり、補助事業採択分の収入の減となった。

【税務課関係】

税務総務事業56万9千円の増額は、世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業補助金を活用し、宿泊税検討部会の委員報酬等を計上したものの。

[質疑・意見]

問 宿泊税検討部会が肝であり、しくみ作りは大変だが事務局案的なものは提示していくのか。

答 税の中核である税率や免税点等示す必要がある。全国で10団体が行っているので、その事例を示しながら検討していく。

【住民課関係】

塵芥処理事業の1454万7千円の増額は、ごみ処理量増加による北アルプス広域連合負担金によるもの。

[質疑・意見]

問 全体的にごみ量が減少しているが、燃料代の高騰が影響しているのか。

答 一般系は減っているが、観光客の増加もあり事業系のごみ量が増加したことにより負担金が増えた。

問 外国人経営施設の増加が影響していると思われるので、英語での指導をしっかりとやっていただきたい。

答 ごみ分別のユーチューブや来年導入するごみ分別アプリ等を英語対応にしていくことと、コンポストも実績があるので、これらを進めていく。

【健康福祉課関係】

物価高騰対応重点交付金事業（新たな低所得者支援分）5637万5千円の増額は、新たに住民税非課税等となる世帯への給付によるもの。物価高騰対応重点交付金事業（定額減税補足給付分）6450万円の増額は、定額減税調整給付によるもの。

[質疑・意見]

なし

【子育て支援課関係】

住民税非課税世帯への給付金事業（こども加算分）667万5千円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金によるもの。子育て支援施設建設事業44万円の増額は、施設建設予定地の土地購入による不動産鑑定委託料と調査等委託料。

[質疑・意見]

問 子育て支援ルームから保育園までの木流川沿いは非常にいいところであるので、大きく地図を広げてうまく開発していただきたい。

答 50年先も残るような良い施設がよい場所にできるようにつくっていききたいと考えている。

意見 基本設計は早めるべき。絵が無ければ、開発許可申請や農転の申請ができない。また、乱開発される可能性もあることから、村が土地を取得し、今後の文化施設や公共施設、若者のための宅地分譲等を考えてもらいたい。

各課の審査が終了し、全体的な討論はなく、議案第36号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第37号 令和6年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ142万8千円を増額し、歳入歳出の予算総額10億8152万8千円とするもの。

質疑討論はなく採決したところ、議案第37号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

陳情第2号 地方自治体を「国の下部組織へ変容させる」ことにつながる「地方自治法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める陳情

提出者は、大町市美麻13992 北アルプス民主商工会 会長 種山博茂です。受理年月日は令和6年5月20日

陳情内容は、2024年3月1日に国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」は、国と地方公共団体の関係を「上下主従」関係に変容させ、憲法の規定する地方自治の本旨を損なうものになり、また、「安全に重大な影響を及ぼす事態」の範囲は極めて曖昧、「発生した場合」だけではなく「発生するおそれがある場合」も指示権の行使を可能としている等、恣意的な判断と安易な決定を経て、地方公共団体の自治事務に対して指示がなされることが起こることから、法案に反対するもので、国に対して法案の廃案を求める意見書の提出を求める陳情です。

[質疑・意見]

問 意見書の最後に「廃案にすると求めます」とあるが、もう数週間で通過してしまうのにこの文言でよいのか。

答 意見書の内容は変えることはできるが、題名に「廃案を求める意見書の提出」とあるので、「廃案」を削ることはできない。

意見 地方議会にも直接関係のある議案だから、一定の態度は示したほうがよいと考える。議論して最後に結論を持っていくほうがよい。

意見 神城断層地震を経験して、やはり地方では限界がある。すべて国が突発的に皆さんの意見を聞かずに権力を行使するとはっていないので、廃案という文言になっているし、意見書としても納得できない部分もある。国が先頭を切って地方自治のために頑張っているんだということを表したと理解している。

〔討論〕

自分たちの都合のいいように運用される危険があり、白馬村の住民の生活や健康を脅かすようなことをやれと国が言ったときにそれに従わなければならないような法律。そういう危険性があるものについては芽を摘むべきだと思うのでこの陳情は採択すべき。

東日本や能登のような大規模災害が起こった時、国が入ってもらわないとどうしようもできない。よってこの陳情は不採択。

採決したところ陳情第2号は委員長を除く委員少数の賛成により不採択すべきものと決定しました。

以上、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。